

<標準様式第 1-5> 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険システム（資格・税）関連情報ファイル
行政機関等の名称	須賀川市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民福祉部保険年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険に関する以下の業務を行うため。 1 住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 2 国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 3 世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢受給証を発行する。 4 療養給付の審査・支払に付随する業務として、県単位で管理することとなる資格取得年月日や資格喪失年月日の管理（資格継続業務）と、県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理（高額該当の引き継ぎ業務）を、福島県国民健康保険団体連合会に委託する（国保情報集約システムを使用する）。
記録項目	1 氏名、2 カナ氏名、3 住所、4 個人番号、5 生年月日、6 年齢、7 被保険者証番号、8 性別、9 続柄、10 電話番号、11 扶養関係、12 前加入保険、13 保険者番号、14 宛名番号、15 各種証管理、16 国保資格得喪管理、17 賦課情報
記録範囲	1 被保険者（*）：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 2 擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者（例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。） 3 過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者

記録情報の収集方法	1 市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システム(以下、市区町村システム)に当該情報を登録する。 2 市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。 3 被保険者資格情報を元に市民税情報を反映させ、国保税賦課情報を作成する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	福島県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 須賀川市総務部行政管理課	
	(所在地) 〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		